

広安愛児園におけるこどもの権利擁護の仕組み

はじめに

令和4年6月にこども基本法が成立し、令和5年4月より施行されている。基本法の目的は、全てのこどもが将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために、関係施策の基本理念を明確にし、国や市区町村の責任や取組の足並みを揃え、社会全体でこの取り組みを推進していくこととされている。よって児童養護施設も、その中の一施策という認識をもって従事していくことが求められる。

施策の背景にあるのはこどもの権利条約で、そこには4つの原則がある。また、それを受け基本法では6つの理念を掲げている。これらは、広安愛児園が取り組む日々の生活支援においても、ここで取り上げる権利擁護活動においても常に指標となるものである。よって、そのことを念頭に置きながら、取り組みの方向性を常に問い、日々修正を重ねながら取り組んでいきたい。

1. 施設の入組の指標となる児童の権利条約とこども基本法の理念

<児童の権利に関する条約 4つの原則>

- 1) 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- 2) こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）
- 3) こどもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- 4) 差別の禁止（差別のないこと）

<こども基本法の6つの基本理念>

- 1) すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2) すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3) 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 4) すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5) 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6) 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会を作ること。

2. 広安愛児園が取り組む権利擁護の4つの方向性と具体的取組

<4つの方向性>

- 1) 変化する法律・制度の把握と、いち早くそれらを取り込む施設の姿勢。
- 2) 施設の環境や組織構造、こどもへの直接間接ケア、人材育成、ボランティアの積極的活用など全てを包括して権利擁護活動とする。

- 3) こども自身の権利意識と権利行使のスキルアップ…こどもへの権利啓発を前提にしたこども達の参画の仕組み作り（自立支援計画策定、約束事、施設評価等）。その理由を以下の述べる。
- ・ こどもの意見表明は、こどもの最善の利益を検討・決定する上では欠かせない。
 - ・ こどもの意見表明は、こどもが自分の人生を歩いている自覚を養う上で欠かせない。
 - ・ こどもの意見表明権はこどもの希望を叶えることまでをも保障するものではない。一方で、こどもには自分に影響を与える全ての事項について自由に意見を述べる権利、そしてその意見が正当に尊重される権利が保障されている。（こどもの権利条約 12 条 1 項）
- 4) 関係機関との連携…学校、児童相談所、行政の虐待担当、第三者委員、アドボケイト団体、その他の権利擁護団体の活用と役割分担

<広安愛児園の具体的な取り組み>

- 1) こどもが一人で行使できる権利擁護（意見表明）の仕組み
- (1) 権利ノートの活用
 - (2) こどもアドボカシーの活用
 - (3) 児童相談所の活用
 - (4) 行政の虐待相談窓口等外部機関の活用
 - (5) 第三者委員の活用
- 但しこれらは、こどもへの権利の啓発（説明と具体的環境整備）があって初めて可能になる。その権利啓発の役割は施設にある。
- 2) こどもが職員を通して行使できる権利擁護の取り組み
- (1) 意見箱の設置…コイノニアに「希望・要望・意見箱」を 1 か所設置
 - (2) 苦情受付委員、解決責任者の設置（社会福祉法第 82 条）…2 名の職員を配置（別紙参照）。
 - (3) ホーム職員による児童への聞き取り…毎月 1 回、ホーム職員が実施する（別紙参照）。
 - (4) 児童会、高校生会の設置
- 3) 職員による被措置児童等虐待を防止するための取り組み
- (1) ヒヤリハット報告システム…職員全員のグループライン利用、とりまとめは安全委員会。
 - (2) 権利擁護委員会の設置…活動内容は、虐待防止マニュアルの作成や人権擁護チェックリストの集計等（別紙参照）、権利擁護の観点から児童の意見表明の場を充実する。
 - (3) 安全委員会の設置…活動内容は、ヒヤリハットの集約、ホームの安全チェック表の配布と管理、公用車の事故報告の集約及び周知
 - (4) 職員の権利学習会（子どもの権利、職員の権利等）
 - (5) 業務のしおりの作成…組織編及び生活編
 - (6) 第三者委員会の設置と委員会からの指導
 - (7) その他

（2024 年 4 月 1 日作成）

子どもアドボカシーの活用

1. 子どもアドボカシーとは

「子どもの権利条約」では、子どもの意見表明権が規定されている。我が国においては、2016 年には児童福祉法の理念が見直され、子どもが権利の主体であること、子どもの意見が尊重されること、子どもの最善の利益が優先されることが明記された。

しかし、日本ではまだまだ子ども自身が一個の人格として、自分自身のことに参画し、意見を言える社会とはなっていない。

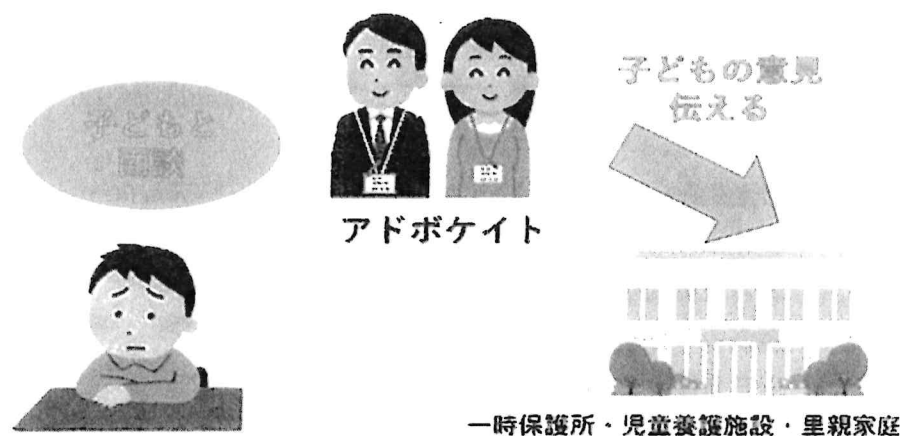
「子どもアドボカシー」とは、子どもの声を聴き、子どもが意見を表明する支援を行う活動である。そして、「子どもアドボケイト」とは、子どもの声を聴き支援をする人をさす。

子どもアドボケイトは、子どもの年齢や発達に合わせて、子どもに意見を言う権利があることを伝え、表現し、どのように伝えたいのかをあくまでも「子ども自身を主体」に一緒に考え、伝える手助けをしていく。

2. 子どもアドボカシーの流れ

- 1) NPO 法人トナリビト（子どもアドボカシーセンター熊本Me:vo）が熊本県、熊本市から「子どもの権利擁護推進事業」の委託を受け、子どもアドボカシーの普及啓発、育成、実践を行っている。
- 2) 毎月第4土曜日に、Me:vo から派遣されたアドボケイトが愛児園を訪問する。
- 3) 子ども自身が自分の意見をアドボケイトに伝える。
- 4) 意見を聴いたアドボケイトは、必要に応じて関係機関に子どもの意見を代弁し、一緒に解決策を検討する。

(2024 年 4 月 1 日修正)

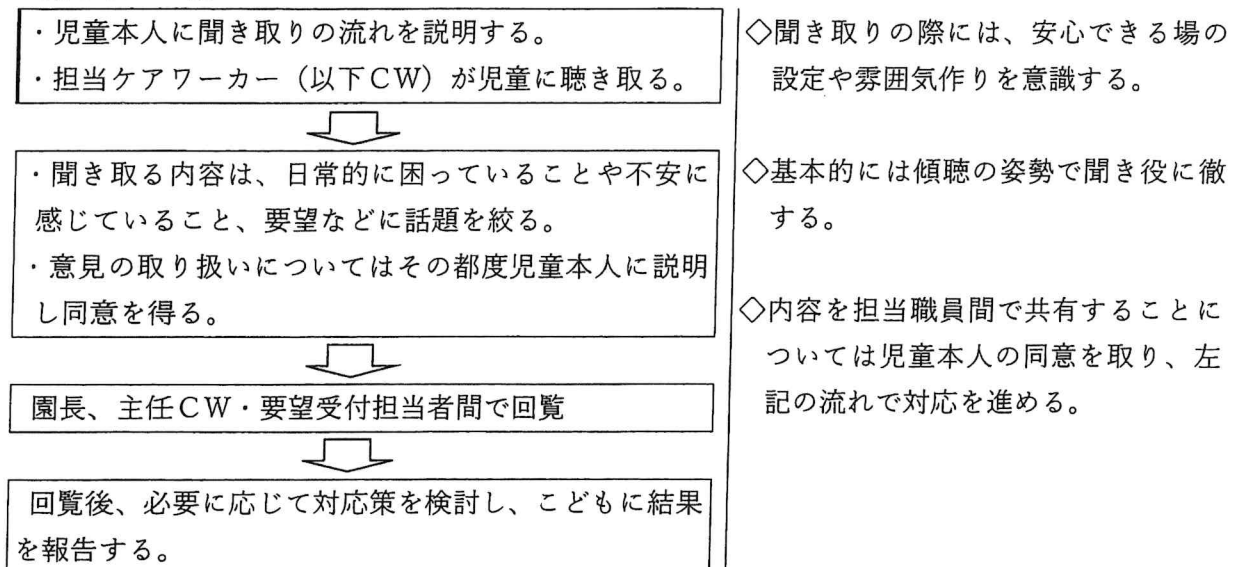


ホーム担当職員による「聞き取り」

1. 目的

こどもの日常の声を集約し、種々の問題の防止と早期発見に努めることをねらいとして「聞き取り」を実施しています。日常生活において、こどもたちは様々なことを語ります。その内容は、自分のことであったり、他者のことであったり多岐にわたりますが、発せられる言葉の背景にこそ語られない本心が見えることもあります。時間を定めて改めて向きあったとしても、こどもの自然な気持ちは語られないでしょう。「聞き取り」の方法は色々だと思いますが、1ヶ月をとおしてこどもの言葉を聞き続けることに意義があると言えます。

2. 聞き取りの流れ



3. 「聞き取り」の対応について

1) 聞き取り内容の読み取り

この「聞き取り」は、こども間の性的事案や暴力事案の反省から始まった。よって、こどもの年齢に関わりなく、何気ない声の背景や語られた情景を思い浮かべながら、緊張感を持って読み取ることが求められる。また語る内容によっては、過去の不利益に触れることもある。その場合は、対象となる関係児童への事実確認とともに、その意思確認も必要になる。よって、職員個人の判断で解決するのではなく、園としてどのようにするかを検討してから対応する。

2) 聞き取り内容の取り扱い

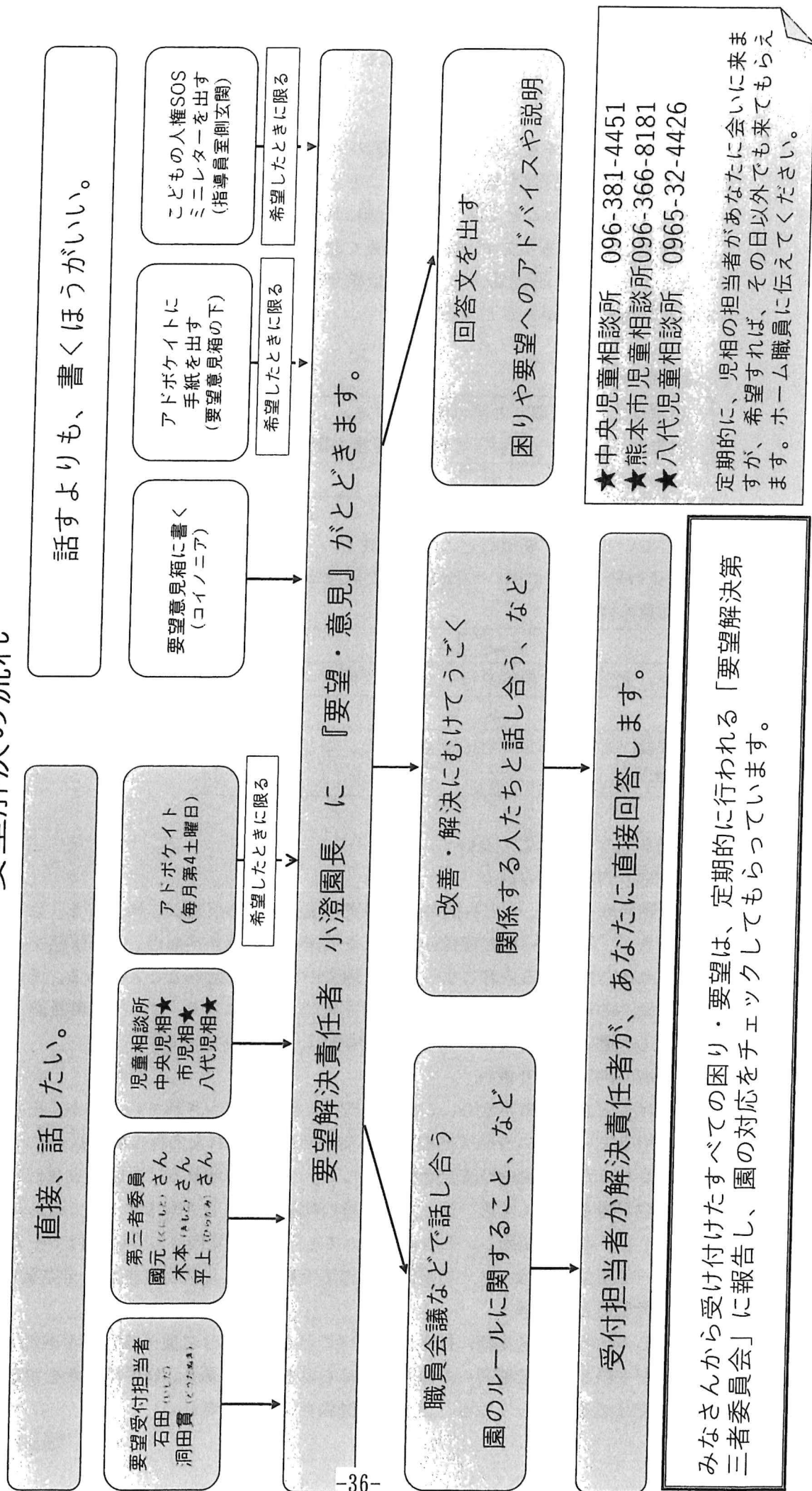
私たちはこどもの語る声から、こどもの安心と安全が脅かされていないか、その安心と安全をこどもが実感できているかについて把握する必要がある。語られた内容の取り扱いについてはこどもの意思が尊重されるが、「生命の安全を脅かすこと」「法律に触れる（可能性も含む）こと」については本人の同意が得られなくても、こどもの最善の利益を考え必ず報告する。こどもには上記の「聞き取りの流れ」をその都度説明し、その上で語ってもらう。回覧内容についてはホーム担当者間で必ず共有し、チーム単位の協議やケース検討会で対応を検討し、当該児童または全児童に結果を報告する。

3) 第三者委員との連携

聞き取りの内容は、意見箱に投函されないこどもの声として捉える必要がある。場合によっては、児童相談所や県など行政機関への報告が求められる内容もある。公平な判断をするためにも、第三者委員の存在は必要になってくる。日頃から関係を築いておきたい。

(2024年4月1日修正)

要望解決の流れ



「福祉サービス要望解決第三者委員設置要項」
要望解決第三者委員設置要項及び要望解決の流れ

(目的)

1. 要望解決に社会性や客観性を確保し、社会福祉法人キリスト教児童福祉会における生活支援のサービスを受ける児童やその家族の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために、福祉サービス要望解決第三者委員（以下「委員」という）を設置する。

(名称)

2. この委員の名称および所在地は次のとおりとする。
名 称 社会福祉法人キリスト教児童福祉会
福祉サービス要望解決第三者委員
所在地 熊本県上益城郡益城町古閑73番地

(委員の任命)

3. 委員は、理事会に諮り法人理事長が委嘱する。

(委員の員数)

4. 委員の員数は、5名以内とし、委員は次の区分のうちから委嘱する。
保護司・児童委員・学識経験者・法人監事・卒園者等

(委員の任期)

5. 委員の任期は2年とする。ただし、留任は妨げない。

(委員の職務)

6. 委員の職務は、次の通りとする。
 - (1) 要望受付担当者からの受け付けた要望の報告聴取
 - (2) 要望を受けた旨の要望申し出人（児童及び保護者）への通知
 - (3) 要望申し出人からの要望の直接受付
 - (4) 要望申し出人への助言
 - (5) 広安愛児園への助言
 - (6) 要望申し出人と要望解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言
 - (7) 要望に係わる事案の改善状況等の報告聴取
 - (8) 日常的な状況把握と意見傾聴

(要望)

7. 対象とする「要望」は次の範囲とする。
 - (1) 児童の生活支援に係わる内容に関する事項
 - (2) 児童の保護者、地域住民の当園に対する要望

(会議)

8. 会議（要望解決第三者委員会）は4ヶ月に1回開催する。ただし、緊急を要する場合はその都度開催する。

(その他)

9. 要項で定めるほか、運営については厚生省発令の「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」による。
また、全国児童養護施設協議会による「児童養護施設における苦情解決の仕組みの留意点」（中間まとめ）を参考にしている。

付 則

- この要項は、2001年4月1日から施行する。
この要項は、2002年7月20日に一部改訂をした。
この要項は、2003年3月21日に一部改訂をした。
この要項は、2020年4月1日に一部改訂をした。

児童会と高校生会

はじめに

こどもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を守ることを定めています。広安愛児園では、児童会と高校生会を意見表明の場として、「参加する権利」を保障する目的がある。また、お互いが楽しく生活するための約束を確認する場、学期の振り返り及び新学期を迎える準備の確認として以下の内容で実施する。

1) 児童会

(1) 時期、

- ① 春、夏、冬休み等長期休みに入る前と終わり
- ② こどもが実施を求めてきたとき

(2) 場所、愛児園コイノニア

(3) 時間、9時から

2) 高校生会

(1) 時期、

- ① 春、夏、冬休み等長期休みに入る前と終わり（必要に応じて）
- ② こどもが実施を求めてきたとき

(2) 場所、愛児園コイノニア

(3) 時間、児童会終了後

3) 特記事項

(1) 企画運営、権利擁護委員会

(2) 記録、権利擁護委員会

(2024年4月1日修正)

(2025年4月1日修正)

職員による児童への不適切行為が発生した時のフローチャート (1)

<当該職員の報告によるもの>

広安愛児園

